

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

|        |   | 作成年度  | 平成26年度    | 次回見直し予定 | 平成31年度  |
|--------|---|---|-----------|---------|---|
| 条例名    | と畜場法施行条例  |   |           |         |   |
| 条例番号   | 平成15年神奈川県条例第7号  | 法規集   | 第8編第6章第1節 |         |   |
| 所管室課   | 保健福祉局生活衛生部食品衛生課   |   |           |         |   |
| 条例の概要  | と畜場法施行令第1条第11号の規定に基づき、食用に供するために行う獣畜の適正な処理の確保のため、公衆衛生の見地から必要とされると畜場の構造設備の基準及び手数料に関し必要な事項を定めている。                      |   |           |         |   |
| 検<br>討 | 視 点   | 検 討 内 容   |           |         | 備 考   |
|        | 必要性<br>(現在でも必要な条例か。)  | 本条例は、と畜場法施行令で定めていると畜場の構造設備基準のほか、食肉等の安全性の確保及び食肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、より詳細な構造設備基準が必要であり、同条第11号に基づきその基準を定めるものとして必要な条例である。 |           |         |   |
|        | 有効性<br>(現行の内容で課題が解決できるか。)   | 本条例で定めた構造設備の基準は、と畜場法の趣旨を遵守し、と畜場における獣畜の処理の適正を確保するために有効であるが、と畜場の衛生の更なる向上を図るため、改正を検討する必要がある。                               |           |         | と畜検査頭数(県所管域)<br>H25年度<br>牛 豚<br>5,491頭 535,209頭 |
|        | 効率性<br>(現行の内容で効率的といえるか。)  | 本条例において規定している構造設備基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複することなく、効率的な内容である。   |           |         |   |
|        | 基本方針適合性<br>(県政の基本的な方針に適合しているか。)   | 本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」実施計画の政策分野「安全・安心」の「3 生活の安心の確保(1)食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。                           |           |         |   |
|        | 適法性<br>(憲法、法令に抵触しないか。)  | と畜場法施行令に基づき、と畜場の構造設備基準を定めており、憲法、法令に抵触しない。   |           |         |   |
| その他    |   |   |           |         |   |
| 見直し結果  | 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。<br>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。<br>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。<br>④ 改正及び運用の改善等を検討する。<br>5 廃止を検討する。 | 理 由 等<br>と畜場の構造設備について見直し、食肉の衛生を更に向上させるため、改正及び運用の改善等を検討する必要がある。  |           |         |   |